

関係法令等

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係

(1)関係根拠法令等

- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(H17年法律第123号)
- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(H18年政令第10号)
- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(H18年厚労省令第19号)
- ◆社会福祉法(S26年法律第45号)

(2)指定基準(人員・設備・運営)関係

<北九州市条例・解釈通知>

- ◆北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(H24年市条例第54号)
- ◆北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例について(解釈通知)

<厚生労働省令・厚生労働省通知>

【障害福祉サービス】

- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準(H18年厚労省令第174号)
- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(H18年厚労省令第171号)
- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(H18年障発第1206001号)

【障害者支援施設】

- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(H18年厚労省令第177号)
- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(H18年厚労省令第172号)
- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(H19年障発第0126001号)

【地域相談支援】

- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(H24年厚労省令第27号)
- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(H24年障発0330第21号)

【計画相談支援】

- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(H24年厚労省令第28号)
- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(H24年障発0330第22号)

(3)報酬告示・留意事項通知

- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(H18年厚労省告示第523号)
- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(H24年厚労省告示第124号)
- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(H24年厚労省告示第125号)
- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(H18年障発第1031001号)

2 児童福祉法関係

(1) 関係根拠法令等

- ◆児童福祉法(S22年法律第164号)
- ◆児童福祉法施行令(S23年政令第74号)
- ◆児童福祉法施行規則(S23年厚生省令第11号)
- ◆社会福祉法(S26年法律第45号)

(2) 指定基準(人員・設備・運営)関係

<北九州市条例・解釈通知>

- ◆北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(H24年市条例第53号)
- ◆北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例について(解釈通知)

<厚生労働省令・厚生労働省通知>

【児童福祉施設基準】

- ◆児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(S23年厚生省令第63号)

【障害児通所支援】

- ◆児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(H24年厚労省令第15号)

【障害児入所施設】

- ◆児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(H24年厚労省令第16号)

【障害児相談支援】

- ◆児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(H24年厚労省令第29号)

(3) 報酬告示・留意事項通知

- ◆児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(H24年厚労省告示第122号)
- ◆児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(H24年厚労省告示第123号)
- ◆児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(H24年厚労省告示第126号)
- ◆児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(H24年障発0330第16号)

【注意事項】

この集団指導資料は、指定基準等の中から、指定事業者等において特に注意していただきたい点を中心にまとめたものです。

各事業所・施設におかれましては、この資料に掲載していない基準や通知等も熟知の上、事業の運営にあたるようにしてください。

書類等の提出先・お問い合わせ先

★ お問い合わせの際は、サービス(事業)の種別をお申し出ください。

事業者等の指定・指導に関するお問い合わせ

- ◆ 指定申請・変更届等各種届出書の提出、事故報告書の提出
- ◆ 指定基準・加算算定の要件等のこと
- ◆ 事業者の指導のこと

北九州市保健福祉局障害福祉部障害者支援課 指定指導係
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
TEL:093-582-2424 FAX:093-582-2425

介護給付費等の請求に関するお問い合わせ

- ◆ 電子請求のこと(エラー・警告、過誤申立)

北九州市保健福祉局障害福祉部障害者支援課
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
TEL:093-582-2424 FAX:093-582-2425

※ 電子請求システムに関するお問い合わせは、国民健康保険団体連合会又はご利用のシステム開発業者等へお問い合わせください。

利用者の支給決定に関するお問い合わせ

- ◆ 制度のこと

北九州市保健福祉局障害福祉部障害者支援課
【障害福祉サービス事業・障害者支援施設・障害児通所支援・障害児入所支援】
…障害福祉サービス係
【一般相談支援・特定相談支援・障害児相談支援】 …事業者支援係
【地域生活支援事業】 …地域生活支援係
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
TEL:093-582-2424 FAX:093-582-2425

- ◆ 各利用者の支給決定等(決定内容や手続き)のこと

各利用者の支給決定実施主体の窓口(北九州市の場合は、各区役所保健福祉課
高齢者・障害者相談コーナー又は子ども総合センター)へお問い合わせください。

